

傷病手当金(給与受給者)及び 傷病給付金(個人事業主)の創設

問合せ
医療保険係
☎32-2214

国の制度改正で、国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者が、新型コロナウイルス感染症などで療養のため働くことが出来なくなった給与受給者に、標準報酬日額の3分の2に相当する「傷病手当金」が支給されます。

この制度では対象とならない個人事業主には、市独自の支援制度(傷病給付金)で対応します。

手続き方法

所定の様式に下記の申請書類を添えて市へ申請(代理申請可)

①給与受給者

- ・直近の給与収入や昨年中の所得がわかるもの
- ・事業主や医療機関からの療養を必要とした旨の説明がわかるもの

②個人事業主

- ・傷病を説明できる書類

※申請される前に、医療保険係まで、お問い合わせください。

対象者	国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者のうち、下記に該当する方が対象。	
	給与受給者(傷病手当金)	個人事業主(傷病給付金)
	新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがあり、療養のためお勤めができない場合(国が支援)	新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため事業を営むことができない場合(市が独自に支援)
支給期間	お勤めができなくなって4日目以降のお勤めができなかった期間(最長1年6カ月)	事業活動ができなくなって4日目以降の事業活動ができなかった期間(事業活動を予定していた期間に限る)
支給額	直近の継続した3カ月の給与収入の合計額を就労日数で除し、その金額の3分の2を療養日数に応じて支給(日額上限あり)	5,000円×日数
適用期間	傷病手当金及び傷病給付金の支給を始める日が令和2年1月1日～9月30日までの間に属する場合	
その他	後期高齢者医療の被保険者(給与受給者に限る)については、北海道後期高齢者医療広域連合から支給されます。 ☎011-290-5601	

市内 医療・介護・障害者施設 事業者の皆様へ

問合せ
健康づくり推進係
☎32-5665

赤平市 新型コロナウイルス 感染症拡大防止対策 助成金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、市内の医療機関等、介護施設、障害者施設の事業者を対象に、消毒液やマスク、フェイスシールド、非接触型体温計など衛生用品の購入に要する経費に対し、臨時的な助成を行ないます。



▶助成対象

本市に医療機関等、介護施設、障害者施設のいずれかを有していて、申請時において次のすべてに該当する事業者

- ①本市に医療機関等、介護施設又は障害者施設のいずれかを有していること。
- ②感染拡大防止対策を実施していること。
- ③申請時において、事業を営んでいること。

医療機関等	病院・診療所・歯科医院・薬局(保険薬局のみ)・ 施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・ 柔道整復)
介護施設	介護サービス事業所、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
障害者施設	障害福祉サービス事業所

▶助成額 一事業者 20万円

▶申請手続

対象となる事業者にはすでに申請書をお渡ししておりますが、他に該当となる事業者がありましたら、お問い合わせください。

申請期間 9月30日(水)まで

赤平市中小企業等 事業継続支援金



問合せ
商工労政係
☎32-1841

赤平市で事業を営む中小企業などで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年3月から令和2年8月までに前年同月比20%以上、減収した月がある場合、右記のとおり支援金を給付し、中小企業者などの事業継続と雇用確保の支援をします。

企業規模(従業員数)	支援金額
20人以下	20万円
21~50人	50万円
51~80人	100万円
81人以上	200万円

※従業員がいない個人事業主も対象となります。

■対象要件

- ① 赤平市内に住所又は事業所を有し、事業を営む法人又は個人事業者。(ただし、大企業は除く。)
- ② 通年で事業を営み、今後も事業を継続する意思があること。
- ③ 令和2年3月から8月までのいずれかの月において、前年同月比で事業収入が20%以上減少した月があること。(ただし、令和元年中に創業した方など特例措置があります。)
- ④ 特定の宗教・政治団体、公序良俗に反する営業、暴力団・暴力団員等、赤平市市税等の特定滞納者でないこと。

支援対象外

農業・林業・漁業・医療・福祉の業種を営む者。

受付期間 10月30日(金)まで

※必要書類などについては、
お問い合わせください。



赤平商工会議所 新型コロナウイルス感染症 予防対策事業

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、各事業所に手指消毒用のアルコール消毒剤を商工会議所で準備が整い次第配布し、市民が安心して利用できる事業所に向けて除菌対策を講じます。

問合せ
赤平商工会議所
☎32-2246



消費喚起事業

商工会議所が実施するスーパープレミアム付き商品券事業を拡充し、また新型コロナウイルス感染症対策を講じます。密集を避け感染拡大を防ぐ販売方法に切り替え、新型コロナウイルス感染症により低迷する市内消費の喚起を図るため、現在実施しています。



スーパープレミアム付き まごころ商品券発行事業

例年、1,000円券12枚つづり1万円のセットを5,000セット販売していますが、今年は、新型コロナウイルス感染症対策消費喚起事業として、プレミアム拡充分2,500セットをプラスし、セット数を7,500セットにアップしました。